

○国立大学法人筑波大学保有個人情報の開示等に関する規程

〔平成17年3月24日〕
法人規程第10号
改正 平成17年法人規程第62号
平成18年法人規程第30号
平成19年法人規程第47号
平成20年法人規程第23号
平成24年法人規程第8号
平成28年法人規程第38号
令和4年法人規程第10号
令和5年法人規程第11号

国立大学法人筑波大学保有個人情報の開示等に関する規程

(趣旨)

第1条 この法人規程は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び国立大学法人筑波大学個人情報保護管理規則（令和4年法人規則第17号。第4条第2項において「個人情報保護管理規則」という。）第44条第1項の規定に基づき、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に関し必要な事項を定めるものとする。

(開示の実施の方法)

第2条 法第87条第1項に規定する保有個人情報の開示の実施の方法については、国立大学法人筑波大学法人文書の開示の手続きに関する規程（平成27年法人規程第21号）第14条の規定を準用する。この場合において、同条中「法第15条第1項」とあるのは「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第87条第1項」と読み替えるものとする。

(手数料等)

第3条 法第89条第4項の独立行政法人等が定める手数料の額は、開示請求に係る保有個人情報が記録されている法人文書1件につき300円とする。

2 開示を請求した者は、前項に規定する手数料を、国立大学法人筑波大学が指定する銀行口座への振込み又は現金により納付しなければならない。

(受付窓口)

第4条 保有個人情報の開示請求、訂正請求及び利用停止請求の受付を行う窓口は、次の室及び課に設置する。

- (1) コンプライアンス・ハラスメント対策室
- (2) 病院総務部総務課
- (3) 東京キャンパス事務部学校支援課

2 前項の窓口は、個人情報保護管理規則第41条第2項に規定する法人における個人情報の取扱いに関する苦情の受付等を行う窓口及び同規則第43条第2項に規定する個人情報ファイル簿を一般の閲覧に供する窓口を兼ねるものとする。

(雑則)

第5条 この法人規程に定めるもののほか、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に係る細目は、別に定める。

附 則

この法人規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平17. 10. 27法人規程62号)

この法人規程は、平成17年10月27日から施行する。

附 則 (平18. 3. 23法人規程30号)

- 1 この法人規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 改正後の国立大学法人筑波大学保有個人情報の開示等に関する規程の規定は、この法人規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされた開示請求について適用し、施行日前にされた開示請求については、なお従前の例による。

附 則 (平19. 8. 31法人規程47号)

この法人規程は、平成19年9月1日から施行する。

附 則 (平20. 3. 27法人規程23号)

この法人規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平24. 3. 29法人規程8号)

この法人規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平28. 3. 24法人規程38号)

この法人規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令4. 3. 24法人規程10号)

この法人規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令5. 3. 23法人規程11号)

この法人規程は、令和5年4月1日から施行する。